

## 募集型企画旅行 旅行条件書

この旅行は東急リゾート&ステイ（株）（東京都渋谷区道玄坂1-10-8 渋谷道玄坂東急ビル 東京都知事登録旅行業第2-5565号。以下「当社」といいます）が企画・実施する旅行であり、この旅行に参加されるお客様は当社と募集型企画旅行契約（以下「旅行契約」といいます。）を締結することになります。また、旅行条件は各コースに記載の日程及び条件によるほか、下記条件及び出発前にお渡しする最終日程表（確定書面）並びに当社旅行業約款（募集型企画旅行契約の部）によります。

なお、この書面は旅行業法第12条の4に定める「取引条件説明書面」の一部であり、契約締結後は同法第12条の5に定める「契約書面」の一部となります。

### ■旅行のお申込みと契約の成立

- ご来店のお申込みの場合は、旅行代金（当社が承諾したときは申込金）を添えて当社所定の申込書をご提出下さい。旅行契約は当社が申込みを承諾し、旅行代金（若しくは申込金）を受領したときに成立するものとします。  
申込金をお支払いの場合、旅行代金は旅行開始日の前日から起算してさかのぼって13日目に当たる日より前（お申込みが実際の場合は当社が指定する期日まで）にお支払い下さい。この期間内に旅行代金の支払いがなかったときは、当該期日の翌日においてお客様が旅行契約を解除したものとします。この場合、お客様は当社に対し取消料に相当する額の違約料を支払わなければなりません。申込金は旅行代金又は取消料若しくは違約料の一部として取り扱います。
- 当社は、電話・葉書その他の方法による「予約」の申込みを受け付けます。  
この場合、当社は取引条件説明書面をお送りしますので、到着した日の翌日から起算して7日以内に、電話等により、旅行契約を締結する旨を当社に通知するとともに、旅行代金をお振り込み下さい。旅行契約は当社が旅行代金を受領したときに成立するものとします。なお、この期間内に旅行契約を締結する旨の通知及び旅行代金の振込みがなかったときは、当社は予約がなかったものとして取り扱います。
- クレジットカード決済による契約
  - 当社は、前（2）号による「予約」の申込みについて、東急カード（TOKYU CARD会員）より会員の署名なくして旅行代金、取消料、追加諸費用などの支払いを受けることを条件に、旅行契約の締結を承諾する場合があります。（以下「クレジット契約」といいます。）
  - クレジット契約の場合、取引条件説明書面が到着した日の翌日から起算して7日以内に、電話等により、クレジット契約により旅行契約を締結する旨を当社に通知して下さい。旅行契約はお客様からの当該通知に基づいて当社が「カード利用」の処理を行った時（カード利用日）に成立するものとします。  
なお、この期間内に旅行契約を締結する旨の通知がなかったときは、当社は予約がなかったものとして取り扱います。
  - クレジット契約の場合、契約の解除によって当社に払戻しの債務が生じたときは、約款規定の期日以内にカードによりその債務を履行します。
- 体の不自由な方、健康を害している方、妊娠中の方、補助犬使用の方その他特別な配慮を必要とする方はその旨お申し出下さい。当社は可能な範囲内でこれに応じます。ただし、団体行動に支障をきたすと当社が判断する場合は、ご参加をお断りさせていただくか、必要な介助者の同行を条件とさせていただく場合があります。  
なお、お申し出に基づき当社がお客様のために講じた特別な措置に要する費用はお客様に負担していただきます。
- 20歳未満の方が単独でご参加の場合は、保護者の同意書が必要です。また中学入学前の方の単独のご参加はお断りさせていただく場合があります。

### ■グループの契約について

- 当社はグループの代表者（以下「契約責任者」といいます。）から旅行の申込みがあった場合、契約責任者が契約の締結及び解除に関する一切の代理権を有しているものとみなします。
- 当社は契約責任者がグループの構成者に対して現に負い、又は将来負うことが予測される債務又は義務については何らの責任を負うものではありません。

### ■旅行代金に含まれるもの

- 旅行日程に明示した運送機関の運賃・料金、宿泊費、食事代、観光料金、団体行動中の心付け及びこれらに付帯する税・サービス料。
- 添乗員が同行するコースにおける添乗員に係る費用  
これらの費用はお客様の都合により一部利用されなくても払戻しはいたしません。

### ■旅行代金に含まれないもの

旅行日程に含まれない交通費、宿泊費、食事代その他の個人的費用は旅行代金に含まれません。

### ■最終日程表（確定書面）

確定した運送・宿泊機関名などを記載した最終日程表（確定書面）を旅行開始日の前々日までにお渡しします。ただし、運送・宿泊機関名などが旅行契約締結時の日程表記載のもので確定している場合は、この限りではありません。なお、期日前であってもお問い合わせがあれば手配状況をご説明します。

### ■旅行内容及び旅行代金の変更

当社は、天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令、当初の運行計画によらない運送サービスの提供その他当社の関与し得ない事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施を図るためやむを得ないときは、旅行日程その他の旅行サービスの内容を変更することがあります。

また、この結果旅行の実施に要する費用が増加又は減少するときは、その範囲内において旅行代金の額を変更することがあります。

### ■旅行契約の解除と取消料

- 旅行契約の成立後、お客様の都合で契約を解除される場合は、次の金額の取消料を申しあげ  
ア 旅行開始日の前日から起算してさかのぼって、  
21日目（日帰り旅行は11日目）に当たる日以前の解除――無料  
20日目（日帰り旅行は10日目）～8日目に当たる日の解除  
-----旅行代金の20%  
7日目～2日目に当たる日の解除-----旅行代金の30%  
イ 旅行開始日の前日の解除-----旅行代金の40%  
ウ 旅行開始当日（旅行開始前）の解除-----旅行代金の50%  
エ 旅行開始後の解除又は無連絡不参加-----旅行代金の100%  
(2) 次の場合には、お客様は旅行開始前に取消料を支払うことなく旅行契約を解除することができます。
  - 契約内容の重要な変更があったとき
  - 天災地変、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止その他の事由により旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となるおそれが極めて大きいとき
  - 当社が所定の期日までに確定書面を交付しなかったとき
  - 当社の責に帰すべき事由により、契約書面記載の旅行日程に従った旅行の実施が不可能となったとき

### ■当社による旅行契約の解除

- お客様が所定の期日までに旅行代金を支払われないときは、当社は旅行契約を解除することがあります。この場合、取消料に相当する違約料を申し受けれます。
- 次の場合、当社は旅行開始前に旅行契約を解除することがあります。
  - お客様が所定の参加条件を満たしていないことが判明したとき
  - お客様が病気、必要な介助者の不在その他の事由により当該旅行に耐えられないと認められるとき
  - お客様が団体旅行の円滑な実施を妨げるとき
  - 参加者の数が契約書面に記載の最少催行人員に達しなかったとき。この場合、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって13日目（日帰り旅行にあつては3日目）に当たる日より前に旅行の中止を通知します。
  - 天災地変、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止その他の当社の関与し得ない事由により旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又はそのおそれが極めて大きいとき。

### ■旅程管理・添乗員

当社は、次の区分により旅行を円滑に実施するための業務を行います。お客様は、団体行動中、当社係員の指示に従っていただきます。

- 添乗員同行と表示した旅行では、全行程添乗員が同行します。
- 現地添乗員同行と表示した旅行では、旅行目的地の到着から出発まで現地で添乗員が同行します。
- 現地スタッフのご案内と表示した旅行では、添乗員は同行しませんが、現地スタッフが旅行を円滑に実施するために必要な業務を行います。

### ■当社の責任

当社は旅行契約の履行に当たって当社の故意又は過失によりお客様に損害を与えたときは、その損害を賠償する責に任じます。ただし、手荷物について生じた損害については損害発生の翌日から起算して14日以内に当社に対して通知があったときに限り、一人15万円を限度（当社に故意又は重大な過失がある場合を除きます。）として賠償します。

### ■特別補償

当社は当社の故意又は過失の有無にかかわらず、お客様が企画旅行参加中に急激かつ偶然な外来の事故によりその生命、身体又は手荷物の上に被った一定の損害について、特別補償規程に基づき以下の金額の補償金又は見舞金を支払います。

- ◇死亡補償金：1,500万円
- ◇後遺障害補償金：死亡補償金の3～100%
- ◇入院見舞金：2～20万円
- ◇通院見舞金：1～5万円
- ◇携帯品損害補償金：一人15万円を限度（ただし、補償対象品1個についての損害額が10万円を超えるときはその損害額を10万円とみなします。）

### ■旅程保証

当社は旅行日程に重要な変更が生じた場合、別に定めるところにより旅行代金の1～5%に相当する額の変更補償金を次により支払います。

ただし、その変更が戦乱、暴動、官公署の命令、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、当初の運行計画によらない運送サービスの提供による場合、及びお客様の生命・身体の安全確保のため必要な措置であるときは、この限りではありません。

◇変更補償金の額は旅行代金の15%を限度とし、また1企画旅行につき支払うべき変更補償金の額が千円未満であるときは支払いません。

◇変更補償金は旅行終了日の翌日から起算して30日以内に支払います。

◇当該変更について当社の法律上の責任が明らかになり、当社が損害賠償金を支払うこととなった場合は、すでに支払った変更補償金は返還していただきます。

### ■個人情報の取扱いについて

当社は旅行申込書等に記載されたお客様の個人情報についてはお客様との連絡並びに運送・宿泊機関等旅行サービス提供機関への手配及びこれらのサービスの提供を受けるための手続きに必要な範囲内で利用させていただきます。

なお、このほか、①当社及び当社と提携する企業の商品やサービス、キャンペーンのご案内②旅行参加後のご意見やご感想アンケートのお願い、③統計資料の作成に利用させていただくことがあります。

### ■旅行条件及び旅行代金の基準日

この旅行条件は2020年7月1日を基準としています。

また、旅行代金は2020年7月1日現在有効の運賃・料金を基準としています。

### ■旅行業約款

当社の旅行業約款は当社のホームページに掲載しています。

URL <https://www.harvestclub.com/Un/trip/index.html>

旅行企画・実施 東京都知事登録第2-5565号



TOKYU RESORTS & STAYS

本社営業所  
東京都渋谷区道玄坂1-10-8 渋谷道玄坂東急ビル  
TEL 03-6455-5681  
(社)全国旅行業協会正会員  
国内旅行業務取扱管理者 井本 麻衣